平成30年度から国民健康保険が制度改正されます

平成30年4月1日から国民健康保険制度が改正されます。昭和36年に国民皆保険体制が確立されて以来、約半世紀ぶりの大改革です。この改正で何が変わり、被保険者の皆さんにどのような影響があるのでしょうか。

改革の目的は!?

国民健康保険事業は国民皆保険のセーフティネットとして、市町村ごとに運営されてきました。しかし、国保加入者の傾向として

①年齢が高い人が多く、医療費水準が高い
②所得水準が他の保険制度（社会保険や健保組合）に比べて低い

ために保険料の負担が重く、それを軽減するために市町村が公費や保険料、法定繰入などを行っていますが、事業運営が困難になってきています。一般会計から法定外繰入を行っている市町村が全国的にも多く、年々その繰入額も増えている現状です。さらに保険者の在り方について

①市町村が保険者なので、小規模な保険者が多い
②規模が小さいので医療費が保険料に跳ね返りやすい
③市町村ごとの医療費格差が大きく、保険料の格差が大きい

などが国保特有の問題でした。そのため、国民皆保険を維持し、国保事業を持続可能なものにするため改正が行われます。

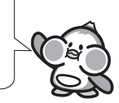

改正の内容は!?

上述の課題に対応するために、都道府県が財政運営の主体となり中心的役割を担い制度の安定化を図ります。そして、主な改正の内容として

①財政運営をこれまでの市町村から、県で一本化する
②医療費推計や国庫補助金算定を県がまとめて行い、それを市町村ごとに医療費の伸びや所得水準に応じて配分し、「事業費納付金」を算定する
③市町村は県から示された納付金額と、市町村が主体となって行う「保健事業」などの経費を加えた額を被保険者から「保険税」として徴収する
④「事業費納付金」は県へ納めることになり、県では市町村の医療給付費に対してかかった分を同額交付する
⑤「納付金額」が示されると同時に、市町村ごとの「標準税率」も示される

これらを参考に市町村の実情に合わせ税率を考えていきます。

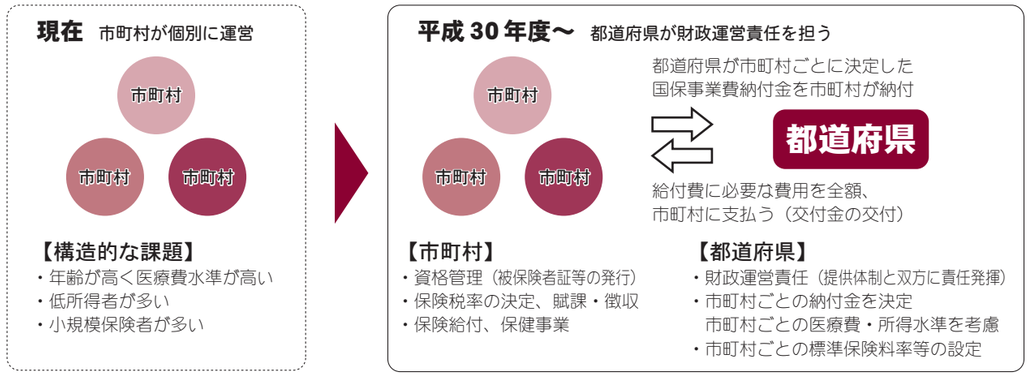

にかほ市が受ける影響は！?

「事業費納付金」の算定に当たっては、加入者の所得水準（加入者の総所得を全て足したものを人数で除した一人当たり課税所得）が県内でどの順位にあるか、過去3年間の医療費水準（にかほ市の一人当たり医療費が全国平均であった場合の一人当たり医療費と、実績の一人当たり医療費の比較で高いか安いか）が加味されることになります。

にかほ市の場合は国保加入者の課税総所得は県内で2番目に高く、医療費水準も平均を超えています。これは加入者がずっと自営業者であった人より、退職前は被用者保険加入者だった人が多く、年金所得が高い層が多いこと、医療機関が充実していて受診しやすい環境にあることなど、市特有の事情による結果となっています。このため、にかほ市は制度改正により右の図のように事業費納付金算定に当たっては納付金額が多めに算定されることになります。さらに、制度改正前から続いている赤字は、税率を低く抑え被保険者の皆さまの負担軽減に努めてきた結果ですが、今の国保事業会計は今後の赤字を補てんする繰越金も基金ももはや底をついている状況です。

「事業費納付金」の算定イメージ図

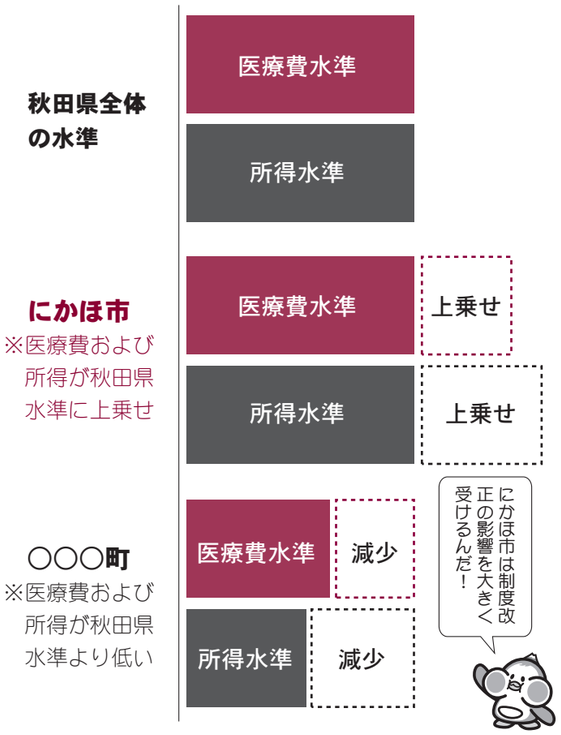

ジェネリック医薬品を活用しましょう

皆さんの家計への負担を軽減するだけでなく、保険給付費の削減効果も非常に高いです。保険証更新の際に同封した、「にかほっぺんシール」を保険証に貼ってジェネリック医薬品使用の意思表示をしましょう。

シールの使用例

印字の文字に重ならないように貼りましょう

今後の見通し

税率の見直しに当たっては制度改正による県の激変緩和措置等を勘案し算定を行っていきますが、赤字事業からの脱却を図り健全な経営体にし、制度を維持していくためには加入者の皆さんからのご理解とご協力が必要です。特ににかほ市では制度改正による影響以前に「赤字」が続いていました。この赤字は医療費と集めるべき税収の差によるものです。全県一安い国保税でしたが、補てん財源もない状況では、医療費水準にあった財源の確保が必要です。

国保事業は相互扶助の制度です。医療費が多くなれば負担する額も増えることになります。それを変えるために加入者の皆さんができることはご自身の健康に関心をもって、病気の早期発見・早期治療で重篤化を防ぎ、健康寿命を延ばすことです。にかほ市全体が健康都市になることが、税軽減に繋がっていきます。ご自身の健康状態を把握し、地域ぐるみで明日からの生活習慣を見直しましょう。

問合先 市民課 国保年金班 ☎32・3032